

優良産業廃棄物処理業者認定制度普及促進事業（アニメむすび丸掲示板事業）実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第6条の9第2号、第6条の11第2号、第6条の13第2号又は第6条の14第2号に定める優良基準に適合した事業者等のうち、特定の条件を満たす者に対し、政令第6条第1項第1号イの規定による表示、同法ホの規定による掲示板、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号。以下「基準省令」という。）第2条第1項第1号の規定による立札又は産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成10年宮城県告示第737号）第3条第3項の規定により知事が別に定める産業廃棄物処理施設等の構造に関する基準（以下「構造基準」という。）第4の2（1）並びに仙台市産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱（平成2年仙台市告示第377号）第13条の規定により市長が別に定める産業廃棄物処理施設等の構造に関する基準（以下「仙台市構造基準」という。）第3（2）の規定による掲示板（中間処理施設に設置したものに限る。以下同じ。）の設置にあたり、産業廃棄物不法投棄監視強化事業キャラクター等（以下「循環型社会推進課アニメむすび丸等」という。）の表示を認め、排出事業者等の関係者に優良認定を受けたことを広くアピールすることができるようにすることで、優良認定制度の普及を図り、もって廃棄物の適正処理の推進及び県民の生活環境の保全に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 優良産業廃棄物処理業者等 政令第6条の9第2号、第6条の11第2号、第6条の13第2号又は第6条の14第2号に定める優良基準に適合した事業者等のうち、特定の条件を満たす者
- （2） 優良認定 都道府県又は政令市が審査して、優良基準に適合していることを認定されること
- （3） アニメむすび丸掲示板 優良産業廃棄物処理業者等が、循環型社会推進課アニメむすび丸等を表示した掲示板等

（優良産業廃棄物処理業者等の要件）

第3条 優良産業廃棄物処理業者等は、公益財団法人宮城県環境事業公社又は次の各号のいずれかの条件を満たす者とする。

- （1） 産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている事業者にあつては、県又は仙台市の優良認定を受けている事業者で、かつ県内に本社がある事業者
- （2） 産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けている事業者にあつては、県又は仙台市の優良認定を受けている事業者

（表示できる循環型社会推進課アニメむすび丸等）

第4条 アニメむすび丸掲示板に表示することができる循環型社会推進課アニメむすび丸等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

- （1） 政令第6条第1項第1号イの規定による表示 収集運搬業者アニメむすび丸（様式第1号-1）
- （2） 政令第6条第1項第1号ホの規定による掲示板 カゴ（様式第1号-2）
- （3） 基準省令第2条第1項第1号の規定による立札及び構造基準第4の2（1）並びに仙台市構造基準第3（2）の規定による掲示板 処分業者アニメむすび丸（様式第1号-3）

2 前項のアニメむすび丸掲示板には、様式第2号のロゴを組み合わせて表示することができる。ただし、優良認定を受けている事業者に限る。

3 アニメむすび丸掲示板は、様式第1号及び様式第2号の使用基準に従って使用するものとする。

（アニメむすび丸掲示板の使用承認）

第5条 優良産業廃棄物処理業者等は、アニメむすび丸掲示板の使用申請をすることができる。

2 前項の申請をしようとする者は、アニメむすび丸掲示板使用申請書（様式第3号）を宮城県環境生活部循環型社会推進課長（以下「循環型社会推進課長」という。）に提出しなければならない。

- 3 循環型社会推進課長は、前項の規定による使用の申請があった場合は、別紙アニメむすび丸掲示板使用審査基準により審査し、その要件を満たすときは、その使用を承認するものとする。
- 4 循環型社会推進課長は、前項の規定により使用を承認したときは、速やかに、その旨を様式第4号により申請者に通知するとともに、アニメむすび丸掲示板作成に必要な電子データを申請者に貸与するものとする。
- 5 循環型社会推進課長は、使用を承認しないときは、速やかに、その理由を示して、その旨を申請者に通知するものとする。
- 6 第4項により使用承認を受けた者（以下「アニメむすび丸掲示板使用者」という。）は、アニメむすび丸掲示板を使用することができる。

（アニメむすび丸掲示板使用状況報告書の提出）

第6条 アニメむすび丸掲示板使用者は、アニメむすび丸掲示板の使用を開始した日から30日以内に、アニメむすび丸掲示板使用状況報告書（様式第5号）により、循環型社会推進課長に使用状況を報告するものとする。

（アニメむすび丸掲示板使用状況変更の手續）

第7条 アニメむすび丸掲示板使用者は、前条のアニメむすび丸掲示板使用状況報告書を提出した後に、次のいずれかの変更等があった場合は、アニメむすび丸掲示板の使用を開始した日から30日以内に、アニメむすび丸掲示板使用状況変更届出書（様式第6号）を循環型社会推進課長に提出しなければならない。

- （1） アニメむすび丸掲示板の表示内容の変更
- （2） アニメむすび丸掲示板使用者の氏名又は名称、住所の変更

（使用の有効期限）

第8条 アニメむすび丸掲示板使用者がアニメむすび丸掲示板を使用できる期限は、優良認定を受けた産業廃棄物処理業にあっては、許可期限までとする。ただし、優良認定を受けた産業廃棄物処理業の許可更新時に同様の優良認定を受けた場合は、アニメむすび丸掲示板の使用承認は継続されたものとみなす。

（使用承認の取消し等）

第9条 循環型社会推進課長は、アニメむすび丸掲示板使用者が、次のいずれかに該当するときは、その使用承認を取り消すことができる。

- （1） 本要綱に規定するアニメむすび丸掲示板の使用基準に違反していることが判明したとき
- （2） 第6条に規定するアニメむすび丸掲示板使用状況報告書の提出がなかったとき
- （3） 第7条に規定するアニメむすび丸掲示板使用状況変更届出書の提出がなかったとき
- （4） 優良基準に適合しなくなったとき
- （5） 産業廃棄物処理業の許可がなくなったとき
- （6） その他アニメむすび丸掲示板使用者として相応しくない行為等があったとき

2 アニメむすび丸掲示板使用者は、前項の規定により使用の承認が取り消されたときは、速やかに、アニメむすび丸掲示板の撤去を行う等、循環型社会推進課長の指示に従わなければならない。

（所管）

第10条 この要綱に基づく事務は、宮城県環境生活部循環型社会推進課で行う。


（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、本事業の運用に関し必要な事項は、別に定める。


附 則

この要綱は、平成26年12月3日から施行する。

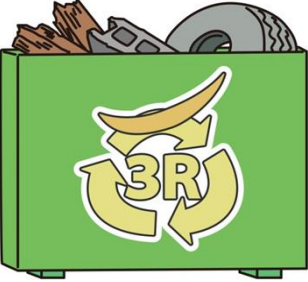
収集運搬業者アニメむすび丸

 <p>©宮城県・旭プロダクション</p>	<p>使用基準</p> <p>(1)環境生活部循環型社会推進課が貸与するデータを用いること。</p> <p>(2)デザインをそのまま使用すること。縦横比を変える、画像の一部を欠く、色を変える、他の線や文字、画像を重ねる等の改変を加えないこと。</p> <p>(3)イラスト付近に「©宮城県・旭プロダクション」と記載すること。</p> <p>(4)産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の収集運搬車両の表示にのみ使用すること。</p> <p>(5)大きさは、おおむね縦20cm～70cm、横15cm～50cmの範囲で使用すること。</p> <p>(6)商標登録出願は行わないこと。</p>
--	--

○車両表示例

<p>産業廃棄物収集運搬車 (140ポイント以上)</p> <p>氏名又は名称 (90ポイント以上)</p> <p>許可番号 (90ポイント以上)</p>	 <p>©宮城県・旭プロダクション</p>
---	--

カゴ

	<p>使用基準</p> <p>(1)環境生活部循環型社会推進課が貸与するデータを用いること。</p> <p>(2)デザインをそのまま使用すること。縦横比を変える、画像の一部を欠く、色を変える、他の線や文字、画像を重ねる等の改変を加えないこと。</p> <p>(3)産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の積み替え保管場所の掲示板にのみ使用すること。</p> <p>(4)大きさは、おおむね縦50cm～150cm、横50cm～150cmの範囲で使用すること。</p> <p>(5)商標登録出願は行わないこと。</p>
---	--

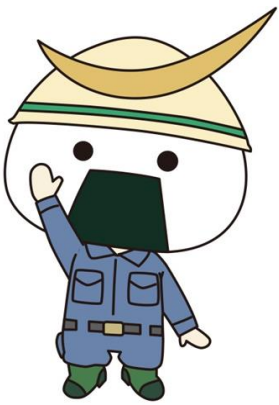
○積み替え保管場所表示例

(特別管理)産業廃棄物の積み替え保管施設	
(特別管理)産業廃棄物の種類	
管理者の氏名又は名称 連絡先(電話番号)	
保管上限高さ	m
保管上限量	m ³



(60cm×60cm以上の大きさ)

処分業者アニメむすび丸

 <p>©宮城県・旭プロダクション</p>	<p>使用基準</p> <p>(1)環境生活部循環型社会推進課が貸与するデータを用いること。 (2)デザインをそのまま使用すること。縦横比を変える、画像の一部を欠く、色を変える、他の線や文字、画像を重ねる等の改変を加えないこと。 (3)イラスト付近に「©宮城県・旭プロダクション」と記載すること。 (4)産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者の中間処理施設又は最終処分施設の掲示板にのみ使用すること。 (5)大きさは、おおむね縦100cm～200cm、横70cm～100cmの範囲で使用すること。 (6)商標登録出願は行わないこと。</p>
--	---

○中間処理施設表示例

産業廃棄物の中間処理施設(施設の種類)			
産業廃棄物処理業者名			
産業廃棄物の種類			
許可年月日	年	月	日 第 号
定期検査年月日	年	月	日
管理者名		連絡先	

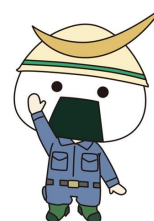


©宮城県・旭プロダクション

(200cm × 150cm以上の大きさ)

○最終処分場表示例

産業廃棄物の最終処分場	
産業廃棄物処理業者名	第 号
産業廃棄物の種類	
埋立期間	年 月 日～ 年 月 日
定期検査年月日	年 月 日
管理者名	連絡先



©宮城県・旭プロダクション

(200cm × 150cm以上の大きさ)

(1) 県の優良認定を受けている事業者の場合

宮城県優良認定

(2) 仙台市の優良認定を受けている事業者の場合

仙台市優良認定

(3) 県及び仙台市の優良認定を受けている事業者の場合

宮城県優良認定
仙台市優良認定

使用基準

- (1) 原則としてHGS創英角ポップ®体を用いること。
- (2) 色は原則として緑色もしくは紫色とすること。
- (3) 商標登録出願は行わないこと。

○使用例

産業廃棄物収集運搬車

株式会社むす美協会

第000000号 **宮城県優良認定**
仙台市優良認定



©宮城県・旭プロダクション

宮城県環境生活部循環型社会推進課長 殿

住所
氏名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話
FAX
E-mail

下記のとおり、優良産業廃棄物処理業者認定制度普及促進事業実施要綱第5条第2項の規定により、使用申請します。

記

- 1 アニメむすび丸掲示板の種類 (いずれかに○)
 - (1) 政令第6条第1項第1号イの規定による表示 (様式第1号-1)
 - (2) 政令第6条第1項第1号ホの規定による掲示板 (様式第1号-2)
 - (3) 基準省令第2条第1項第1号の規定による立札 (様式第1号-3)
 - (4) 構造基準第4の2 (1) 並びに仙台市構造基準第3 (2) の規定による掲示板 (様式第1号-3)

- 2 アニメむすび丸掲示板を使用する産業廃棄物処理業の許可 (いずれかに○)
 - (1) 産業廃棄物収集運搬業
許可番号：
宮城県優良認定年月日：
仙台市優良認定年月日：
 - (2) 特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号：
宮城県優良認定年月日：
仙台市優良認定年月日：
 - (3) 産業廃棄物処分業
許可番号：
宮城県優良認定年月日：
仙台市優良認定年月日：
 - (4) 特別管理産業廃棄物処分業
許可番号：
宮城県優良認定年月日：
仙台市優良認定年月日：

- 3 添付書類
 - (1) アニメむすび丸掲示板を使用する産業廃棄物処理業の許可証
 - (2) 現在使用している掲示板等の写真及び寸法を示した書面
 - (3) アニメむすび丸掲示板の使用例を示した書面 (寸法等を明示すること)

殿

宮城県環境生活部循環型社会推進課長

アニメむすび丸掲示板の使用の承認について（通知）

年 月 日付けで申請のありましたアニメむすび丸掲示板の使用については、優良産業廃棄物処理業者認定制度普及促進事業実施要綱第5条第4項の規定により、下記のとおり承認します。

記

- 1 アニメむすび丸掲示板の種類
- 2 アニメむすび丸掲示板を表示できる場所等
- 3 アニメむすび丸掲示板を使用する産業廃棄物処理業の許可とアニメむすび丸掲示板の使用期限
- 4 貸与する電子データの種類
- 5 留意事項
 - (1) アニメむすび丸掲示板の使用基準を遵守すること
 - (2) アニメむすび丸掲示板の使用を開始した日から30日以内に、アニメむすび丸掲示板使用状況報告書（様式第5号）により、循環型社会推進課長に使用状況を報告すること
 - (3) 貸与する電子データは、使用を承認された用途以外に使用しないこと

宮城県環境生活部循環型社会推進課長 殿

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話

FAX

E-mail

下記のとおり、優良産業廃棄物処理業者認定制度普及促進事業実施要綱第6条の規定により、報告します。

記

- 1 アニメむすび丸掲示板の種類 (いずれかに○)
 - (1) 政令第6条第1項第1号イの規定による表示 (様式第1号-1)
 - (2) 政令第6条第1項第1号ホの規定による掲示板 (様式第1号-2)
 - (3) 基準省令第2条第1項第1号の規定による立札 (様式第1号-3)
 - (4) 構造基準第4の2 (1) 並びに仙台市構造基準第3 (2) の規定による掲示板 (様式第1号-3)

- 2 アニメむすび丸掲示板を表示する場所等

- 3 アニメむすび丸掲示板を使用する産業廃棄物処理業の許可
許可の種類：
許可番号：
宮城県優良認定年月日：
仙台市優良認定年月日：

- 4 添付書類
 - (1) 現在使用しているアニメむすび丸掲示板の写真
 - (2) 現在使用しているアニメむすび丸掲示板の寸法等を記載した書面

宮城県環境生活部循環型社会推進課長 殿

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話

FAX

E-mail

下記のとおり、優良産業廃棄物処理業者認定制度普及促進事業実施要綱第7条の規定により、届出します。

記

- 1 アニメむすび丸掲示板の種類 (いずれかに○)
 - (1) 政令第6条第1項第1号イの規定による表示 (様式第1号-1)
 - (2) 政令第6条第1項第1号ホの規定による掲示板 (様式第1号-2)
 - (3) 基準省令第2条第1項第1号の規定による立札 (様式第1号-3)
 - (4) 構造基準第4の2 (1) 並びに仙台市構造基準第3 (2) の規定による掲示板 (様式第1-3)

- 2 アニメむすび丸掲示板を表示する場所等

- 3 変更内容
 - (1) 変更前

 - (2) 変更後

- 4 添付書類
 - (1) アニメむすび丸掲示板を使用する産業廃棄物処理業の許可証
 - (2) 現在使用している掲示板等の写真及び寸法を示した書面
 - (3) アニメむすび丸掲示板の使用例を示した書面 (寸法等を明示すること)